

年 組 番
(名前)

<新聞記事から考えよう> 181221



交通ルールについて考えよう

シートベルト後部着用38% 一般道

警察庁と日本自動車連盟（J A F）がシートベルトの着用率を全国各地で調査した結果、運転席と助手席はいずれも9割を超えた一方、後部座席が一般道路で約4割、高速道路で約7割にとどまっていることが19日、分かった。

10月1～10日に一般道780カ所と、高速道（自動車専用道路を含む）の104カ所を調査。

一般道での着用率は、運転席が98.8%（前年比0.2%増）、助手席が95.9%（0.7%増）。しかし、後部

座席は38.0%（前年比1.6%増）と低調だった。

高速道は、運転席が99.6%（0.1%増）、助手席が98.5%（0.2%増）。後部座席は74.2%（0.2%減）だった。

佐賀県内は、一般道での着用率が運転席98.5%、助手席は97.6%だったが、後部座席は21.3%と、全国で3番目に低い値となった。高速道では、運転席99.7%、助手席96.3%で、後部座席は70.8%にとどまった。

（佐賀新聞 2018.12.20 付）

全国調査 佐賀は21.3%

◎記事から読み取ろう

○シートベルト着用率をまとめよう。

全国	一般道	運転席	%
		助手席	%
*後部座席		%	
高速道	運転席	%	
	助手席	%	
	後部座席	%	
佐賀県	一般道	運転席	%
	助手席	%	
	*後部座席	%	
後部座席は、全国番目に低い	高速道	運転席	%
	助手席	%	
	後部座席	%	

道路交通法第71条の3

自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この条において同じ。）の**運転者**は、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定により当該自動車に備えなければならないこととされている**座席ベルト**（以下「座席ベルト」という。）を**装着しないで自動車を運転してはならない。**（後略）

自動車の運転者は、**座席ベルトを装着しない者**を運転者席以外の乗車装置（当該乗車装置につき座席ベルトを備えなければならないこととされているものに限る。以下この項において同じ。）に**乗車させて自動車を運転してはならない。**（後略）

警察庁HP より

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/seatbelt.html>

◎広げよう・深めよう

○なぜ一般道での後部座席は低いのだろう。

「ながら運転」に懲役刑も

ながら運転の罰則	
現行	改正案
保持 5万円以下の罰金	6月以下の懲役または10万円以下の罰金
交通の危険 3月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金

スマートフォンや携帯電話を使用しながら車を走行させる「ながら運転」について、警察庁は20日、罰則を強化する方針を固め、道交法改正試案を公表した。現行はながら運転だけでなく罰金刑しかないが、懲役刑を設けて厳罰化する。25日から約1カ月、意見公募（パブリックコメント）を実施し正式決定する。

警察庁方針 スマホ・携帯、罰則強化

「ながら運転を巡っては、愛知県一宮市で2016年10月、スマホ向けゲーム（ポケモンGO）をしながら運転していた男のトラックに小4男児がはねられ死亡、遺族や自治体、自民党などから罰則強化を求める声が上がっていた。携帯電話の使用に起因する死傷事故は昨年、5年前の1.5倍となる2832件発生、うち死亡事故は40件だった。

（佐賀新聞 2018.12.21 付）

◎記事から読み取ろう

○携帯電話の使用に起因する死傷事故は、

_____件 死亡事故_____件

5年前の _____倍

◎広げよう・深めよう

○なぜ「ながら運転」がなくなるのだろうか。

◎自分の考えをまとめよう

* 友だちと意見交換したり、家族と話し合ったりしよう。

○この他にも、現在交通安全上で問題になっていることをあげ、どのようにしたら安全が守られるようになるだろうかを考えよう。